

CSNI第20-101号

2021年3月19日

株式会社さくらホーム
代表取締役 地渡 政彦 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫
(公印省略)

ご連絡（申入れ活動終了）のご通知について

拝啓 早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

令和3年3月19日

株式会社さくらホーム賃貸管理部 御中

適格消費者団体特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町へ9番地3

Tel:076-254-6733 Fax:076-254-6744

(連絡先) 内田清隆法律事務所

弁護士 渡辺 数磨

〒920-0912 金沢市大手町7番13号

Tel:076-222-3730 Fax:076-222-3731

ご 連 絡

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

2020年11月25日付CSNI第20-70号申入書に関して、貴社よりいただいた回答書につき、以下のとおり、ご連絡いたします。

第1 貴社の回答書について

- 1 回答書の内容確認させていただきました。当法人の申入内容について、いずれも適切にご理解、ご対応いただいたものと存じます。ありがとうございました。
- 2 なお、貴社の修正後契約書第17条について、恐縮ながら形式的な点をご指摘させていただきます。今般、貴社におかれましては、「違約金の定め」を内容的に削除いただいておりますが、同条の表題及び柱書において「違約金」という語が残っており、修正漏れかと考えられます。例えば以下のように訂正するというのはいかがでしょうか。

① 表題

(修正前) 第17条 (無催告解除および違約金の定め)

(修正後) 第17条 (無催告解除)

② 柱書の「又…」以下

(修正前) 又、甲が被った損害がある場合は、乙は違約金の他に損害賠償の義務を負うものとする。

(修正後) 又、これらの行為によって甲が被った損害については、乙は、帰責事由が無い場合を除き、損害賠償義務を負うものとする。

これらは、申入の本来的内容からは外れるものですが、折角、契約書の修正をご検討いただいているということですので、合せての修正をご提案するところです。修正の可否については、貴社にお任せします。

第2 申入活動終了のご連絡

以上をもちまして、本申入は終了いたします。

早速、適切なお対応いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。当法人としては、今後とも健全な消費者契約が実現される社会を目指して参りますので、何卒ご協力の程お願いいたします。

以 上